

ALL FOR SMILE

C O N T E N T S

財務諸表	1
報酬体系について	5
経営指標	6
預金業務	7
貸出業務	7
有価証券	8
時価情報	9
リスク管理債権及び 金融再生法開示債権	10
自己資本の状況（単体）	11
連結情報	19
自己資本の状況（連結）	24

(注)記載の数値は、すべて単位未満の端数を切り捨て、
比率は表示桁未満切り捨てで表示しています。

REPORT 2022(第97期)

2021.4.1 ▶ 2022.3.31

[資料編]



桐生信用金庫



財務諸表

貸借対照表

単位:百万円

資産の部	第96期 令和3年3月31日現在	第97期 令和4年3月31日現在
現金	6,700	7,002
預け金	43,730	40,326
買入金銭債権	185	148
有価証券	193,536	207,560
国債	12,854	21,743
地方債	43,133	44,247
社債	78,195	81,871
株式	3,749	4,008
その他の証券	55,602	55,688
貸出金	328,336	320,678
割引手形	3,350	3,458
手形貸付	23,823	23,447
証書貸付	288,083	280,847
当座貸越	13,079	12,925
その他資産	3,269	5,072
未決済為替貸	121	142
信金中金出資金	2,143	2,143
前払費用	38	33
未収収益	656	637
その他の資産	309	2,115
有形固定資産	4,439	4,081
建物	1,797	1,589
土地	1,938	1,791
リース資産	16	14
その他の有形固定資産	687	686
無形固定資産	160	119
ソフトウェア	137	97
リース資産	0	—
その他の無形固定資産	22	22
前払年金費用	153	165
繰延税金資産	—	280
債務保証見返	1,191	1,081
貸倒引当金	△3,657	△3,165
(うち個別貸倒引当金)	(△2,495)	(△2,619)
資産の部合計	578,046	583,353

負債の部	第96期 令和3年3月31日現在	第97期 令和4年3月31日現在
預金積金	541,261	549,112
当座預金	8,311	6,983
普通預金	285,759	307,161
貯蓄預金	1,144	1,193
通知預金	299	372
定期預金	222,600	215,697
定期積金	19,216	14,115
その他の預金	3,929	3,588
借用金	3,000	3,000
借入金	3,000	3,000
当座借越	—	—
その他負債	1,403	1,483
未決済為替借	172	175
給付補填備金	152	53
未払法人税等	9	136
前受収益	134	128
払戻未済金	20	20
職員預り金	475	476
リース債務	17	14
資産除去債務	77	77
その他の負債	164	267
賞与引当金	301	299
役員退職慰労引当金	118	100
偶発損失引当金	268	213
睡眠預金払戻損失引当金	3	0
繰延税金負債	585	—
再評価に係る繰延税金負債	231	195
債務保証	1,191	1,081
負債の部合計	548,365	555,487
純資産の部		
出資金	1,389	1,383
普通出資金	1,389	1,383
利益剰余金	25,981	26,467
利益準備金	1,395	1,395
その他利益剰余金	24,585	25,071
特別積立金	16,030	16,030
(うち経営安定積立金)	(1,313)	(1,313)
当期末処分剰余金	8,554	9,040
処分未済持分	△14	△15
会員勘定合計	27,356	27,834
その他有価証券評価差額金	2,089	△118
土地再評価差額金	234	149
評価・換算差額等合計	2,324	31
純資産の部合計	29,680	27,866
負債及び純資産の部合計	578,046	583,353

損益計算書

単位:千円

	第96期 自令和 2年4月 1日現在 至令和 3年3月31日現在	第97期 自令和 3年4月 1日現在 至令和 4年3月31日現在
経常収益	7,302,561	7,131,446
資金運用収益	6,199,697	6,009,329
貸出金利息	4,463,521	4,249,073
預け金利息	126,123	82,945
有価証券利息配当金	1,555,909	1,618,997
その他の受入利息	54,142	58,312
役務取引等収益	837,852	845,414
受入為替手数料	355,261	326,448
その他の役務収益	482,590	518,966
その他業務収益	148,669	48,865
国債等債券売却益	110,874	11,926
その他の業務収益	37,795	36,938
その他経常収益	116,342	227,837
償却債権取立益	2,847	9,017
株式等売却益	90,037	134,147
その他の経常収益	23,457	84,672
経常費用	7,330,029	6,106,779
資金調達費用	76,647	56,972
預金利息	41,684	32,699
給付補填備金繰入額	32,444	21,109
借用金利息	154	770
その他の支払利息	2,364	2,392
役務取引等費用	509,506	485,055
支払為替手数料	108,415	93,844
その他の役務費用	401,091	391,211
その他業務費用	19,244	54,535
国債等債券売却損	—	31,957
その他の業務費用	19,244	22,578
経費	5,349,964	5,187,538
人件費	3,309,203	3,209,701
物件費	1,874,939	1,820,757
税金	165,821	157,079
その他経常費用	1,374,666	322,677
貸倒引当金繰入額	1,247,330	232,880
貸出金償却	4,465	44,151
株式等売却損	22,483	14,673
その他資産償却	25,316	25,198
その他の経常費用	75,070	5,772
経常利益	△27,467	1,024,667

単位:千円

	第96期 自令和 2年4月 1日現在 至令和 3年3月31日現在	第97期 自令和 3年4月 1日現在 至令和 4年3月31日現在
特別利益	9,966	—
固定資産処分益	9,966	—
特別損失	119,423	412,470
固定資産処分損	54,130	182,122
減損損失	65,292	230,347
税引前当期純利益	△136,923	612,197
法人税、住民税及び事業税	9,669	239,408
法人税等調整額	△45,085	△55,569
法人税等合計	△35,416	183,839
当期純利益	△101,507	428,357
繰越金(当期首残高)	8,613,332	8,527,282
土地再評価差額金取崩額	42,927	85,246
当期末処分剰余金	8,554,752	9,040,886

剰余金処分計算書

単位:円

	第96期 自令和 2年4月 1日現在 至令和 3年3月31日現在	第97期 自令和 3年4月 1日現在 至令和 4年3月31日現在
当期末処分剰余金	8,554,752,620	9,040,886,097
前期繰越金	8,613,332,424	8,527,282,011
当期純利益	△101,507,472	428,357,141
土地再評価差額金取崩額	42,927,668	85,246,945
剰余金処分額	27,470,609	27,334,094
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金(年2%)	27,470,609	27,334,094
繰越金(当期末残高)	8,527,282,011	9,013,552,003

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月22日

桐生信用金庫
理事長

津久井 真澄

令和2年度、令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

第97期貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年	～	39年
その他	3年	～	20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）のうち、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先で、条件変更債権を有し、後継者がいない事業法人または個人事業主に対する一部の債権は、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる額を控除した残額を計上しております。
8. 上記以外の正常先及び要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づいた損失実績率を求めて算定しております。
9. すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産一次査定を実施し、その後融資部が資産二次査定を実施しております。さらにこれらの部署から独立した監査部（資産監査部署）が一定の抽出基準に基づき査定結果を監査しております。
10. なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立て不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,167百万円であります。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期式基準によっております。なお、当事業年度末においては年金資産が既認識退職給付債務を上回っている為、前払年金費用となっております。また、数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年の数（主として10年）による割合により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
13. 上記のほか、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在）
0.4293%
 - ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金82百万円を費用処理しております。
14. なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
15. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
16. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
17. 眠眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
18. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
19. 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。
20. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
21. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 - (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 3,165百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する事項
①算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。
 - ②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ③翌事業年度の財務諸表に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円
23. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当ありません。
24. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
25. 子会社等に対する金銭債権総額 該当ありません。
26. 子会社等に対する金銭債務総額 33百万円
27. 有形固定資産の減価償却累計額 5,995百万円
28. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,758百万円
危険債権額	11,110百万円
三月以上延滞債権額	24百万円
貸出条件緩和債権額	897百万円
合計額	13,789百万円
29. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
30. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
31. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
32. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
33. なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
34. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,458百万円であります。
35. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 - ① 担保に供している資産

有価証券	4,074百万円
預け金	12,000百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	3,000百万円

 上記の他、為替決済、収納事務取扱等の取引の担保として、有価証券4,074百万円（借用金用担保と共用）及び預け金 6,007百万円を差し入れております。
 - ② また、その他の資産には、保証金24百万円、敷金59百万円が含まれております。
36. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。ただし、評価差額に係る税金相当額（再評価に係る繰延税金資産）のうち、将来回収が見込まれない額については、評価差額の金額を「土地再評価差額」として借方計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
37. 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める再評価の方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	936百万円（帳簿価額に対して時価がマイナス）
--------------------------------------------------------------------	-------------------------
38. 出資1口当たりの純資産額 10,187円99銭

経 営 指 標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益 (千円)	7,809,636	7,713,155	7,648,467	7,302,561	7,131,446
経常利益(又は経常損失△) (千円)	700,934	△ 1,223,572	628,616	△ 27,467	1,024,667
当期純利益(又は当期純損失△) (千円)	420,114	△ 1,362,251	330,455	△ 101,507	428,357
出資総額 (百万円)	1,374	1,395	1,395	1,389	1,383
出資総口数 (千口)	2,749	2,790	2,791	2,778	2,766
純資産額 (百万円)	30,719	30,165	28,527	29,680	27,866
総資産額 (百万円)	538,246	547,049	546,054	578,046	583,353
預金積金残高 (百万円)	494,963	503,388	506,543	541,261	549,112
貸出金残高 (百万円)	313,254	318,278	317,636	328,336	320,678
有価証券残高 (百万円)	166,614	171,791	170,600	193,536	207,560
単体自己資本比率 (%)	10.28	9.62	9.47	9.72	9.46
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	10	10	10	10	10
役員数 (人)	12	13	14	14	15
うち常勤役員数 (人)	8	9	10	10	10
職員数 (人)	495	503	467	453	448
会員数 (人)	35,378	35,691	35,860	35,876	35,729

業務粗利益

単位:千円

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	6,123,049	5,952,356
資金運用収益	6,199,697	6,009,329
資金調達費用	76,647	56,972
役務取引等収支	328,345	360,359
役務取引等収益	837,852	845,414
役務取引等費用	509,506	485,055
その他の業務収支	129,425	△ 5,670
その他業務収益	148,669	48,865
その他業務費用	19,244	54,535
業務粗利益	6,580,820	6,307,045
業務粗利益率	1.16%	1.09%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

利鞘

単位: %

	令和 2 年度	令和 3 年度
資金運用利回	1.09	1.03
資金調達原価率	0.99	0.93
総資金利鞘	0.10	0.10

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

業務純益

単位:千円

	令和2年度	令和3年度
業務純益	970,443	1,748,848
実質業務純益	1,269,751	1,133,062
コア業務純益	1,158,877	1,153,093
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	1,155,887	1,151,183

(注) 1. 業務純益=業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないことをとっています。また、貸倒引当金線入額が全体として線入超過の場合、一般貸倒引当金線入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益 + 一般貸倒引当金線入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金線入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利率

単位: %

	令和 2 年度	令和 3 年度
総資産経常利益率	△ 0.00	0.17
総資産当期純利益率	△ 0.01	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
資金運用勘定	564,330	577,933	6,199,697	6,009,329	1.09	1.03
うち貸出金	328,191	323,154	4,463,521	4,249,073	1.36	1.31
うち預け金	51,767	53,043	126,123	82,945	0.24	0.15
うち有価証券	182,025	199,426	1,555,909	1,618,997	0.85	0.81
資金調達勘定	546,337	559,796	76,647	56,972	0.01	0.01
うち預金積金	540,832	556,318	74,129	53,809	0.01	0.00
うち借用金	5,032	3,000	154	770	0.00	0.02

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和2年度2,293百万円、令和3年度2,053百万円)を控除して表示しています。

受取・支払利息の増減

単位:千円

	令和 2 年度			令和 3 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	469,438	△ 398,641	70,797	64,136	△ 258,674	△ 194,537
うち貸出金	324,912	△ 404,340	△ 79,428	△ 63,154	△ 151,293	△ 214,448
うち預け金	31,230	△ 61,854	△ 30,624	3,038	△ 46,216	△ 43,177
うち有価証券	113,296	67,554	180,850	124,252	△ 61,164	63,087
支払利息	△ 18,826	-	△ 18,826	598	△ 20,302	△ 19,703
うち預金積金	△ 18,826	-	△ 18,826	598	△ 20,918	△ 20,319
うち借用金	-	-	-	-	615	615

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。

預金業務

預金積金・譲渡性預金平均残高

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	291,203	317,940
うち有利息預金	263,662	287,071
定期性預金	247,942	236,574
うち固定金利定期預金	227,317	219,014
うち変動金利定期預金	41	40
その他	1,686	1,803
計	540,832	556,318
譲渡性預金	-	-
合計	540,832	556,318

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. その他=別段預金+納税準備預金

定期預金残高

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
定期預金	222,600	215,697
固定金利定期預金	222,560	215,657
変動金利定期預金	40	39

貸出業務

貸出金平均残高

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
手形貸付	24,624	24,548
証書貸付	286,129	282,864
当座貸越	14,094	12,377
割引手形	3,342	3,365
合計	328,191	323,154

貸出金残高

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
貸出金	328,336	320,678
固定金利	163,425	153,398
変動金利	164,911	167,280

貸出金の担保別内訳

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	3,068	3,003
有価証券	51	51
動産	62	51
不動産	52,617	51,287
その他	4,789	4,804
計	60,589	59,198
信用保証協会・信用保険	92,351	92,373
保証	64,141	62,109
信用	111,255	106,997
合計	328,336	320,678

貸出金使途別残高

単位:百万円

	貸出金残高	令和2年度		令和3年度	
		構成比	構成比	構成比	構成比
設備資金	176,354	53.71%	177,082	55.22%	177,082
運転資金	151,982	46.29%	143,596	44.78%	143,596
合計	328,336	100.00%	320,678	100.00%	320,678

貸倒引当金内訳

単位:百万円

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金					
令和2年度	862	1,161	-	862	1,161
令和3年度	1,161	546	-	1,161	546
個別貸倒引当金					
令和2年度	1,810	2,495	263	1,547	2,495
令和3年度	2,495	2,619	724	1,770	2,619
合計					
令和2年度	2,673	3,657	263	2,409	3,657
令和3年度	3,657	3,165	724	2,932	3,165

貸出金業種別内訳

単位:先、百万円

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	1,522	51,927	15.8%	1,488	50,389	15.7%
農業、林業	38	638	0.1%	35	1,157	0.3%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	757	0.2%	2	721	0.2%
建設業	1,263	25,362	7.7%	1,264	24,851	7.7%
電気、ガス、熱供給、水道業	83	3,517	1.0%	84	3,194	0.9%
情報通信業	17	189	0.0%	16	169	0.0%
運輸業、郵便業	223	15,597	4.7%	214	17,665	5.5%
卸売業、小売業	1,080	26,741	8.1%	1,069	26,498	8.2%
金融業、保険業	30	3,420	1.0%	29	3,144	0.9%
不動産業	571	37,986	11.5%	563	36,344	11.3%
物品販賣業	12	649	0.1%	12	633	0.1%
学術研究、専門・技術サービス業	38	683	0.2%	40	612	0.1%
宿泊業	14	1,114	0.3%	14	1,147	0.3%
飲食業	471	4,313	1.3%	458	4,271	1.3%
生活関連サービス業、娯楽業	268	3,642	1.1%	262	3,301	1.0%
教育、学習支援業	30	625	0.1%	31	629	0.1%
医療、福祉	155	8,269	2.5%	155	7,908	2.4%
その他のサービス	777	16,327	4.9%	777	16,258	5.0%
小計	6,594	201,764	61.4%	6,513	198,899	62.0%
地方公共団体等	7	27,189	8.2%	6	23,059	7.1%
個人	15,241	99,382	30.2%	14,853	98,719	30.7%
合計	21,842	328,336	100.0%	21,372	320,678	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

有価証券

有価証券の残存期間別残高

令和2年度

単位:百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	605	2,451	1,329	—	300	8,166	—	12,854
地方債	2,815	10,868	8,776	552	4,186	15,934	—	43,133
社債	5,193	7,122	8,223	9,593	26,202	21,860	—	78,195
株式	—	—	—	—	—	—	3,749	3,749
外国証券	1,005	4,026	4,984	8,459	10,724	—	909	30,110
その他の証券	—	—	1,277	11,950	2,529	—	9,735	25,492

令和3年度

単位:百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,215	2,227	304	—	688	17,307	—	21,743
地方債	4,620	11,553	3,354	1,291	3,716	19,711	—	44,247
社債	3,511	7,598	8,010	11,574	26,748	24,428	—	81,871
株式	—	—	—	—	—	—	4,008	4,008
外国証券	1,201	4,724	7,720	8,608	7,603	—	1,895	31,753
その他の証券	—	—	3,460	7,659	1,075	—	11,739	23,935

商品有価証券平均残高

当金庫では、商品有価証券を保有していません。

有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
国債	9,868	16,295
地方債	41,570	43,623
政府保証債	14,466	14,521
公社公団債	17,465	18,105
事業債	42,071	47,668
株式	3,527	3,624
外国証券	29,403	31,045
その他の証券	23,652	24,542
合計	182,025	199,426

(注) 区分のうち残高のないものについては表記を省略しています。

預証率

単位:%

	令和2年度	令和3年度
期末預証率	35.75	37.79
期中平均預証率	33.65	35.84

$$(注) \text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

時価情報

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません

2. 満期保有目的の債券

該当ありません

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券

単位:百万円

種類	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	2,347	1,857	489	2,631	1,989
	債券	82,523	80,473	2,049	67,731	66,342
	国債	7,205	6,948	256	5,906	5,721
	地方債	36,206	35,105	1,100	32,000	31,230
	社債	39,112	38,419	692	29,824	29,390
	その他	38,106	36,615	1,491	21,414	20,199
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	小計	122,978	118,947	4,031	91,777	88,531
	株式	1,373	1,576	△ 202	1,348	1,703
	債券	51,659	52,394	△ 735	80,131	82,142
	国債	5,649	5,699	△ 50	15,837	16,270
	地方債	6,926	7,064	△ 137	12,246	12,766
	社債	39,083	39,631	△ 547	52,047	53,105
	その他	17,459	17,663	△ 203	34,238	35,282
	小計	70,493	71,634	△ 1,141	115,718	119,128
	合計	193,471	190,581	2,890	207,496	207,660

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

単位:百万円

	令和2年度 貸借対照表計上額	令和3年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	18	18
信金中金出資金	2,143	2,143
投資事業組合出資金	35	35
合計	2,207	2,207

金銭の信託の時価情報

- 1. 運用目的の金銭の信託 該当ありません
- 2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません
- 3. その他の金銭の信託 該当ありません

デリバティブ取引

- 1. 金利関連取引 該当ありません
- 2. 通貨関連取引 該当ありません
- 3. 株式関連取引 該当ありません
- 4. 債券関連取引 該当ありません
- 5. 商品関連取引 該当ありません
- 6. クレジットデリバティブ取引 該当ありません

リスク管理債権、金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位:百万円

区分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,032	1,758
危険債権	7,396	11,110
要管理債権	1,202	921
三月以上延滞債権	38	24
貸出条件緩和債権	1,163	897
小計（A）	11,631	13,789
保全額（B）	9,819	11,683
個別貸倒引当金（C）	2,492	2,615
一般貸倒引当金（D）	17	22
担保・保証等（E）	7,310	9,044
保全率（B）/（A）（%）	84.42	84.72
引当率（（C）+（D））/（（A）-（E））（%）	58.06	55.60
正常債権（F）	318,079	308,132
総与信残高（A）+（F）	329,710	321,922

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」（C）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」（D）には、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」（E）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実の状況等(単体)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目		令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,328	27,807	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,389	1,383	
うち、利益剰余金の額	25,981	26,467	
うち、外部流出予定額(△)	27	27	
うち、上記以外に該当するものの額	△14	△15	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,161	546	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,161	546	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	57	28	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	28,548	28,382
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	160	119	
うち、のれんに係るものの額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	160	119	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	110	119	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	271	239
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	28,276	28,142
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	278,734	285,412	
資産(オン・バランス)項目	277,435	284,187	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△295	△398	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△720	△720	
うち、上記以外に該当するものの額	424	321	
オフ・バランス取引等項目	1,298	1,225	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	
中央清算機関連エクスポートに係る信用リスク・アセットの額	0	0	
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,123	12,009	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	290,857	297,421
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))		9.72%	9.46%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	278,734	11,149	285,412	11,416
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートージャー	272,239	10,889	276,555	11,062
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	60	2	119	4
地方公共団体金融機関向け	470	18	439	17
我が国の政府関係機関向け	1,108	44	1,105	44
地方三公社向け	608	24	764	30
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,467	658	14,635	585
法人等向け	96,286	3,851	103,339	4,133
中小企業等向け及び個人向け	91,720	3,668	89,039	3,561
抵当権付住宅ローン	465	18	423	16
不動産取得等事業向け	31,108	1,244	31,193	1,247
3月以上延滞等	1,006	40	1,376	55
取立未済手形	25	1	28	1
信用保証協会等による保証付	2,597	103	2,452	98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,505	140	3,765	150
出資等のエクスポートージャー	3,505	140	3,765	150
重要な出資のエクスポートージャー	—	—	—	—
上記以外	26,808	1,072	27,871	1,114
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー	10,309	412	9,460	378
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートージャー	8,605	344	8,621	344
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー	65	2	212	8
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポートージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポートージャー	7,827	313	9,576	383
②証券化エクスポートージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	6,789	271	9,255	370
ルック・スルー方式	6,789	271	9,255	370
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	424	16	321	12
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスポートージャー	0	0	0	0
口. オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	12,123	484	12,009	480
八. 単体総所要自己資本額 (イ+口)	290,857	11,634	297,421	11,896

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4 %
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向けから「法人等向け(「国際決済銀行等向け」を除く)」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4 %

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に保っています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

単位:百万円

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								3月以上延滞 エクspoージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	538,864	544,856	329,710	321,922	138,068	153,785	—	—	1,631	1,040
国外	23,901	24,875	—	—	23,901	24,875	—	—	—	—
地域別合計	562,766	569,731	329,710	321,922	161,970	178,660	—	—	1,631	1,040
製造業	69,469	67,506	54,072	52,489	13,502	13,100	—	—	534	434
農業、林業	714	1,235	714	1,235	—	—	—	—	—	2
漁業	49	49	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	818	772	758	722	—	—	—	—	—	—
建設業	31,282	31,265	29,497	29,164	1,600	1,901	—	—	163	183
電気・ガス・熱供給・水道業	9,985	12,258	3,627	3,303	6,206	8,803	—	—	—	—
情報通信業	937	1,703	201	180	599	1,307	—	—	—	—
運輸業、郵便業	38,466	39,402	15,830	17,912	22,419	21,204	—	—	0	0
卸売業、小売業	31,089	30,995	28,104	27,743	2,708	2,906	—	—	37	91
金融業、保険業	90,644	87,821	3,543	3,259	39,858	40,701	—	—	—	—
不動産業	55,743	54,872	39,251	37,780	16,451	17,041	—	—	688	126
物品貯蔵業	2,851	3,935	650	633	2,200	3,300	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	982	919	782	719	200	200	—	—	0	18
宿泊業	1,115	1,147	1,115	1,147	—	—	—	—	13	—
飲食業	5,309	5,240	5,309	5,240	—	—	—	—	17	12
生活関連サービス業、娯楽業	4,955	4,729	4,948	4,723	—	—	—	—	—	1
教育、学習支援業	678	678	678	678	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8,845	8,391	8,845	8,391	—	—	—	—	11	11
その他のサービス	19,368	19,232	18,319	18,181	1,004	1,002	—	—	65	29
国・地方公共団体等	89,150	97,283	27,232	23,091	55,218	67,189	—	—	—	—
個人	86,226	85,324	86,226	85,324	—	—	—	—	97	127
その他	14,081	14,966	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	562,766	569,731	329,710	321,922	161,970	178,660	—	—	1,631	1,040
1年以下	89,681	86,824	68,518	65,290	9,584	10,513	—	—	—	—
1年超3年以下	95,469	93,533	54,918	55,637	24,182	25,896	—	—	—	—
3年超5年以下	69,219	64,991	46,210	45,641	23,009	19,350	—	—	—	—
5年超7年以下	54,436	57,364	35,834	35,810	18,601	21,553	—	—	—	—
7年超10年以下	81,004	74,548	39,684	35,534	41,320	39,014	—	—	—	—
10年超	114,553	131,552	69,280	69,220	45,273	62,331	—	—	—	—
期間の定めのないもの	58,402	60,917	15,263	14,787	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	562,766	569,731	329,710	321,922	161,970	178,660	—	—	—	—

- (注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には、任意組合への出資金等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連のエクspoージャーは含まれていません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況が悪化し、融資（元金、利息）の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資業務の健全かつ適切な運営により、リスクを適正に把握し、適切な与信構造（ポートフォリオ）等の反映に努めることを基本方針としています。

審査部門は営業推進部門から分離・独立した厳正な審査体制を整備しています。加えて、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引でリスクの分散に努めています。また、適切な与信構造（ポートフォリオ）の構築に向けて、担当部署では大口のお取引先の現況把握や業種別の貸出資産の管理などを行い、その管理状況を毎月、統合リスク管理委員会へ報告しています。更に、財務情報に定性情報を加味し総合的に評価した企業格付により、貸出資産について格付区別の把握・分析を行っています。

また、将来予想される損失については、法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、債務者ごとの債権額の未保全額について貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じたものを引当し、実質破綻先および破綻先は、債務者ごとの債権額の未保全額を全額引当しています。なお、それらの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。さらに標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫では標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

なお、エクスポート・セーフティーズの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。

株式会社 格付投資情報センター

株式会社 日本格付研究所

ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
7ページを参照してください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位:百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,229	1,411	1,411	1,491	133	231	1,095	1,179	1,411	1,491	4	—
農業、林業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	131	166	166	249	46	50	84	116	166	249	—	3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	10	20	20	74	8	—	1	20	20	74	—	—
卸売業、小売業	136	86	86	372	65	4	70	81	86	372	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	75	525	525	120	—	414	75	110	525	120	—	40
物品販賣業	42	42	42	42	—	—	42	42	42	42	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1	—	—	23	1	—	—	—	—	23	—	—
宿泊業	114	127	127	111	—	13	114	113	127	111	—	—
飲食業	18	49	49	56	—	—	18	49	49	56	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	6	10	10	0	—	9	6	0	10	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	0	19	19	17	—	—	0	19	19	17	—	—
その他のサービス	31	28	28	47	6	—	25	28	28	47	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	10	8	8	8	0	—	10	8	8	8	—	—
合計	1,810	2,495	2,495	2,619	263	724	1,547	1,770	2,495	2,619	4	44

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	155,262	—	162,103
10%	—	42,008	—	40,465
20%	3,607	62,636	3,903	58,825
35%	—	1,328	—	1,208
50%	57,620	1,168	65,103	1,612
75%	1	103,056	—	97,533
100%	6,210	125,950	6,410	128,863
150%	—	633	—	353
200%	—	—	—	—
250%	—	3,281	—	3,349
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	67,439	495,326	75,417	494,314

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれていません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	5,970	6,055	73,442	71,393	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	15,917	15,809	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	3,873	3,954	8,382	7,859	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	2,073	2,074	48,901	47,591	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	23	26	—	—	—	—	—	—
⑦ 3月以上延滞等	—	—	241	131	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことです。当金庫では、以下の手法を採用しています。

(1) 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金は、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛け残高の範囲内としています。お客さまから担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先毎に貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺することにより、信用リスク削減額としています。相殺に使用する預金の種類は定期預金及び定期積金です。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用することにより、信用リスクを軽減しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていません。

6. 証券化エクspoージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

当金庫は証券化エクspoージャーに関するオリジネーターの場合の取引は行っていません。

ロ. 投資家の場合

当金庫は証券化エクspoージャーに関する投資家の場合の取引は行っていません。

●証券化エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることをいいます。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、令和4年3月末現在、証券化エクspoージャーに関する取引は行っていません。

また、当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定しています。

7. 出資等エクスポートに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

単位:百万円

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,265	13,265	15,863	15,863
非上場株式等	2,215	2,215	2,215	2,215
合計	15,480	15,480	18,078	18,078

- (注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいています。
 2. 上場株式等には上場優先出資を含んでいます。
 3. 非上場株式等には非上場出資を含んでいます。また、「時価」は市場価格がないため、取得原価で表示しています。
 4. 投資信託の裏付け資産として出資等のエクスポートに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
売却益	90	134
売却損	22	14
償却	0	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
評価損益	1,265	1,417

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

(注) 「子会社株式及び関連会社」の評価損益を記載

●出資その他これに類するエクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要

株式、出資証券、株式関連投資信託（以下「株式等」）は、リスクの大きい投資対象であることを認識した上で投資することとし、配当金および値上がり益を目的とし、業績の見通し、財務内容、株価水準等を勘案して投資銘柄を選定しています。保有する株式等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしています。価格変動リスクは担当部署において管理し、日々、評価損益等を付した日報を代表理事へ回覧し、また、リスクの状況を毎月、統合リスク管理委員会に報告しています。価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュー・アット・リスク（VaR）法により計測し、リスク管理を行っています。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

単位:百万円

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	22,185	22,314
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

9. 金利リスクに関する事項

単位:百万円

IRRBB:金利リスク		$\triangle EVE$		$\triangle NII$	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	14,636	16,163	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	507	557
3	ステイープ化	12,998	14,985		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,636	16,163	507	557
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	28,276		28,142	

●リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、評価・計測を行った結果を月次で統合リスク管理委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である $\triangle EVE$ 及び期間損益変化の指標である $\triangle NII$ を金利ストレスシナリオに基づき算出しています。

●金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュフローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金の満期認識や住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の推計（行動オプション性）によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期1.25年
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期2.50年
- ③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
流動性預金のうち普通預金等の50%相当額をコア預金（平均期間2.5年・金融庁方式）と認識しています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
コア預金に金融庁方式を採用しているため、コア預金以外の行動オプション性は考慮していません。
- ⑤複数通貨の集計方法及びその前提
 $\triangle EVE$ 及び $\triangle NII$ が正となる通貨のみを単純合算しています。
- ⑥内部モデルの使用等、 $\triangle EVE$ 及び $\triangle NII$ に重要な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

その他の銀行勘定の金利リスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、信頼水準を99%としています。また、保有期間に 대해서は、手仕舞い期間などを考慮した適切な期間を使用しています。

10. オペレーション・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備、または外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、オペレーション・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対して隨時に報告する態勢を整備しています。

お客様に安心してお取引いただくために特に重要度の高いリスクである事務リスクについては、各種規程類の整備、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務の向上に努めています。また、システムリスクについても、「リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情等に適切に対応するための苦情相談窓口の設置、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めています。

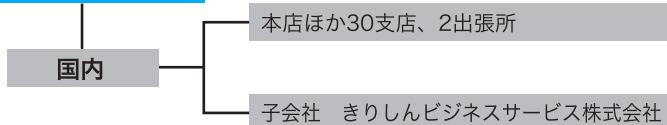
●オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

信用金庫グループの主要な事業の概要

桐生信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などの金融サービスを提供しています。子会社のきりしんビジネスサービス株式会社につきましては、業績も順調に推移しています。

桐生信用金庫



きりしんビジネスサービス株式会社

所在地	桐生市錦町2丁目15番21号
電話	0277 (46) 5151
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務処理代行 ● 債権書類保管 ● 運送業 他
設立年月日	平成7年3月1日
資本金	1,000万円

子会社等の状況

名称	住所	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
きりしんビジネスサービス(株)	桐生市錦町2-15-21	10百万円	信用金庫従属業務	平成7年3月1日	100%	—

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益 (千円)	7,796,757	7,688,974	7,637,058	7,378,378	7,123,052
連結経常利益 (千円)	704,362	△ 1,230,918	631,240	△ 24,883	1,027,430
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	421,076	△ 1,371,268	330,874	△ 101,382	429,359
連結純資産額 (百万円)	30,745	30,182	28,545	29,698	27,884
連結総資産額 (百万円)	538,237	547,040	546,047	578,037	583,346
連結自己資本比率 (%)	10.29%	9.62%	9.47%	9.72%	9.46%

連結リスク管理債権

単位:百万円

区分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,032	1,758
危険債権	7,396	11,110
三月以上延滞債権	38	24
貸出条件緩和債権	1,163	897
小計 (A)	11,631	13,789
正常債権 (B)	318,079	308,132
総与信残高 (A) + (B)	329,710	321,922

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の業務は営んでいないため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結貸借対照表

単位:百万円

資産の部	第96期 令和3年3月31日現在	第97期 令和4年3月31日現在
現金及び預け金	50,430	47,328
買入金銭債権	185	148
有価証券	193,526	207,550
貸出金	328,336	320,678
その他資産	3,269	5,072
有形固定資産	4,440	4,084
建物	1,797	1,589
土地	1,938	1,791
リース資産	16	14
その他の有形固定資産	688	689
無形固定資産	160	119
ソフトウェア	137	97
リース資産	0	—
その他の無形固定資産	22	22
退職給付に係る資産	153	165
繰延税金資産	—	280
債務保証見返	1,191	1,081
貸倒引当金	△3,657	△3,165
資産の部合計	578,037	583,346

単位:百万円

負債の部	第96期 令和3年3月31日現在	第97期 令和4年3月31日現在
預金積金	541,219	549,078
借用金	3,000	3,000
その他負債	1,414	1,489
賞与引当金	301	299
役員退職慰労引当金	123	102
その他の引当金	271	214
繰延税金負債	585	—
再評価に係る繰延税金負債	231	195
債務保証	1,191	1,081
負債の部合計	548,338	555,461
純資産の部		
出資金	1,389	1,383
利益剰余金	25,998	26,485
処分未済持分	△14	△15
会員勘定合計	27,373	27,853
その他有価証券評価差額金	2,089	△118
土地再評価差額金	234	149
評価・換算差額等合計	2,324	31
純資産の部合計	29,698	27,884
負債及び純資産の部合計	578,037	583,346

連結損益計算書

単位:千円

	第96期 自令和 2年4月 1日現在 至令和 3年3月31日現在	第97期 自令和 3年4月 1日現在 至令和 4年3月31日現在
経常収益	7,378,378	7,123,052
資金運用収益	6,199,397	6,009,029
貸出金利息	4,463,521	4,249,073
預け金利息	126,123	82,945
有価証券利息配当金	1,555,609	1,618,697
その他の受入利息	54,142	58,312
役務取引等収益	837,852	845,414
その他業務収益	224,746	40,724
その他経常収益	116,382	227,884
償却債権取立益	2,847	9,017
その他の経常収益	113,535	218,866
経常費用	7,403,261	6,095,621
資金調達費用	76,646	56,972
預金利息	41,684	32,699
給付補填備金繰入額	32,444	21,109
借用金利息	154	770
その他の支払利息	2,364	2,392
役務取引等費用	509,506	485,055
その他業務費用	19,244	54,535
経費	5,423,197	5,176,380
その他経常費用	1,374,666	322,677
貸倒引当金繰入額	1,247,330	232,880
その他の経常費用	127,336	89,796
経常利益	△24,883	1,027,430
特別利益	9,966	3,910
固定資産処分益	9,966	—
その他の特別利益	—	3,910
特別損失	120,613	417,450
固定資産処分損	54,130	182,122
減損損失	65,292	230,347
その他の特別損失	1,190	4,980

単位:千円

	第96期 自令和 2年4月 1日現在 至令和 3年3月31日現在	第97期 自令和 3年4月 1日現在 至令和 4年3月31日現在
税金等調整前当期純利益	△ 135,529	613,890
法人税、住民税及び事業税	10,938	240,100
法人税等調整額	△ 45,085	△ 55,569
法人税等合計	△ 34,146	184,531
当期純利益	△ 101,382	429,359
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	△ 101,382	429,359

連結剰余金処分計算書

単位:千円

	第96期 自令和 2年4月 1日現在 至令和 3年3月31日	第97期 自令和 3年4月 1日現在 至令和 4年3月31日
利益剰余金の部		
利益剰余金期首残高	26,084,900	25,998,836
利益剰余金增加高	△ 58,454	514,606
親会社株主に帰属する当期純利益	△ 101,382	429,359
土地再評価差額金取崩額	42,927	85,246
利益剰余金減少高	27,609	27,470
配当金	27,609	27,470
利益剰余金期末残高	25,998,836	26,485,972

令和3年度連結貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年	～	39年
その他	3年	～	20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）のうち、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
- 当金庫の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計算しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- なお、破綻懸念先で、条件変更債権を有し、後継者がいない事業法人または個人事業主に対する一部の債権は、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる額を控除した残額を計上しております。
- 上記以外の正常先及び要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づいた損失実績率を求めて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産一次査定を実施し、その後融資部が資産二次査定を実施しております。さらにこれらの部署から独立した監査部（資産監査部署）が一定の抽出基準に基づき査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,167百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当金庫の退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末においては年金資産が既認識退職給付債務を上回っている為、前払年金費用となっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- 上記のほか、当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
 - 年金資産の額 1,732,930百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額
 - と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
 - 差引額 △84,957百万円
 - ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
(令和3年3月31日現在) 0.4649%
 - ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金89百万円を費用処理しております。
 - なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
 - 当金庫並びに連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 当金庫の偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 当金庫の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

- 当金庫の役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取扱い等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されたため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 当金庫及び子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 - 当連結会計年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 3,165百万円
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する事項
 - 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。
 - 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - 翌連結会計年度の財務諸表に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円
- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当ありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 6,025百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出し、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,758百万円
危険債権額	11,110百万円
三月以上延滞債権額	24百万円
貸出条件緩和債権額	897百万円
合計額	13,789百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,458百万円であります。
- 当金庫の担保に供している資産は次のとおりであります。
 - 担保に供している資産

有価証券	4,074百万円
預け金	12,000百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	3,000百万円
上記の他、為替決済、収納事務取扱等の取引の担保として、有価証券4,074百万円（借用金用担保と共に）及び預け金6,007百万円を差し入れております。	

また、その他の資産には、保証金24百万円、敷金59百万円が含まれております。
 - 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。ただし、評価差額に係る税金相当額（再評価に係る繰延税金資産）のうち、将来回収が見込まれない額については、評価差額の金額を「土地再評価差額金」として借方計上しております。
 - 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める再評価の方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
 - 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 936百万円（帳簿価額に対して時価がマイナス）
 - 出資1口当たりの純資産額 10,194円85銭
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
 - このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれお客様もしくは発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また変動金利の預金については金利の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、融資事務取扱規程及びリスク管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部及び監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。また、当該リスクの管理についても、定期的に統合リスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、統合リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得了したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法（有価証券については保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年、他の金融商品については保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,581百万円です。なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するパックテスティングを実施しており、令和3年度に関して実施したパックテスティングの結果、使用する計測モデルは一定の精度を保っており、市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

(＊1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出

した時価に代わる額」が含まれております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分毎に無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的との有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる額として記載しております。

① 破綻懸念先債権 実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利(証券貸付を除く)によるものは貸出金計上額

③ ①及び②以外については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。

(2) 借用金

借用金については、短期間の借用金であり、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(＊1)	18
信金中央金庫出資金(＊1)	2,143
組合出資金(＊2)	35
合 計	2,197

(＊1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	10,877	12,000	—	—
有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	10,508	48,692	69,500	61,600
貸出金(＊)	65,121	100,984	70,597	69,193
合 計	86,506	161,676	140,097	130,793

(＊) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(＊)	502,867	45,818	4	385
借用金	3,000	—	—	—
合 計	505,867	45,818	4	385

(＊) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

売買目的の有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超 るもの	株式 2,631	1,989	642
	債券 67,731	66,342	1,389
	国債 5,906	5,721	184
	地方債 32,000	31,230	770
	短期社債 —	—	—
	社債 29,824	29,390	434
その他の有価証券	その他 21,414	20,199	1,214
	小計 91,777	88,531	3,246
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えないもの	株式 1,348	1,703	△354
	債券 80,131	82,142	△2,011
	国債 15,837	16,270	△433
	地方債 12,246	12,766	△519
	短期社債 —	—	—
	社債 52,047	53,105	△1,058
その他の有価証券	その他 34,238	35,282	△1,043
	小計 115,718	119,128	△3,410
合計	207,496	207,660	△164

27. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。
 28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	425	134	14
債券	6,555	11	31
国債	503	0	—
地方債	702	0	9
短期社債	—	—	—
社債	5,349	11	22
その他	99	—	0
合計	7,080	145	46

29. 貸貸等不動産の状況に関する事項
 当金庫並びに連結される子会社では、群馬県太田市にある太田支店駅前出張所の一部を群馬県信用保証協会、旧玉村支店及び玉村倉庫を玉村町に賃貸しております。ただし、当該賃貸等不動産に関しては総額としての重要性が乏しいため、時価等の記載を省略しております。
30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,566百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,173百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
31. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

退職給付債務	△ 1,357
年金資産（時価）	1,597
未積立退職給付債務	△ 240
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△ 74
未認識過去勤務債務（債務の減額）	—
連結貸借対照表計上額の純額	165
退職給付に係る資産	165
退職給付に係る負債	—

32. 会計方針の変更
 （「収益認識に関する会計基準」等の適用）
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。
 （「時価の算定に関する会計基準」等の適用）
 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式及び出資証券の評価について、決算月1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法から、決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

33. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

令和3年度連結損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 156円07銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却44,151千円、その他資産償却25,198千円、株式等売却損14,673千円を含んでおります。
- 当金庫は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
本部	建物等	群馬県	81,171千円
営業店舗（2店舗）	土地・建物等	群馬県	149,176千円

当金庫は、事業用資産については支店を最小単位としてグルーピングを行っており、使用の見込みが無い遊休資産並びに理事会において資産の処分に関する意思決定を行った資産については、個別にグルーピングを行っております。また、本店及び共同資産については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングを行っております。

減損損失の内訳は以下の通りであります。

土地	141,436千円
建物	79,955千円
その他の有形固定資産	8,954千円
計	230,347千円

なお、上記資産グループの回収可能価額は、使用価値によって算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを見積ることにより算定しておりますが、割引率は0.01%としております。

自己資本の充実の状況等(連結)

1. その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

当金庫グループは該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,346	27,826
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,389	1,383
うち、利益剰余金の額	25,998	26,485
うち、外部流出予定額(△)	27	27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 15
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,161	546
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,161	546
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	57	28
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	28,565	28,401
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	160	119
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	160	119
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去)の額	0	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	110	119
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	271	239
自己資本		
自己資本の額((イ)ー(口)) (ハ)	28,294	28,161
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	278,725	285,405
資産(オン・バランス)項目	277,426	284,180
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 295	△ 398
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	424	321
オフ・バランス取引等項目	1,298	1,225
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートに係る信用リスク・アセットの額	0	0
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,147	12,043
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	290,873	297,449
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	9.72	9.46

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

3.自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	278,725	11,149	285,405	11,416
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	272,231	10,889	276,548	11,061
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	60	2	119	4
地方公共団体金融機関向け	470	18	439	17
我が国の政府関係機関向け	1,108	44	1,105	44
地方三公社向け	608	24	764	30
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,467	658	14,635	585
法人等向け	96,286	3,851	103,339	4,133
中小企業等向け及び個人向け	91,720	3,668	89,039	3,561
抵当権付住宅ローン	465	18	423	16
不動産取得等事業向け	31,108	1,244	31,193	1,247
3月以上延滞等	1,006	40	1,376	55
取立未済手形	25	1	28	1
信用保証協会等による保証付	2,597	103	2,452	98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,495	139	3,755	150
出資等のエクスポージャー	3,495	139	3,755	150
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,809	1,072	27,874	1,114
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,309	412	9,460	378
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,605	344	8,621	344
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	65	2	212	8
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,829	313	9,579	383
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,789	271	9,255	370
ルック・スルー方式	6,789	271	9,255	370
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	424	16	321	12
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスポージャー	0	0	0	0
口. オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	12,147	485	12,043	481
八. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	290,873	11,634	297,449	11,897

- (注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向けから「法人等向け（「国際決済銀行等向け」を除く）」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーションル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

4. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

単位:百万円

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								3月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
国内	538,856	544,849	329,710	321,922	138,068	153,785	—	—	1,631	1,040
国外	23,901	24,875	—	—	23,901	24,875	—	—	—	—
地域別合計	562,757	569,724	329,710	321,922	161,970	178,660	—	—	1,631	1,040
製造業	69,469	67,506	54,072	52,489	13,502	13,100	—	—	534	434
農業、林業	714	1,235	714	1,235	—	—	—	—	—	2
漁業	49	49	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	818	772	758	722	—	—	—	—	—	—
建設業	31,282	31,265	29,497	29,164	1,600	1,901	—	—	163	183
電気・ガス・熱供給・水道業	9,985	12,258	3,627	3,303	6,206	8,803	—	—	—	—
情報通信業	937	1,703	201	180	599	1,307	—	—	—	—
運輸業、郵便業	38,466	39,402	15,830	17,912	22,419	21,204	—	—	0	0
卸売業、小売業	31,089	30,995	28,104	27,743	2,708	2,906	—	—	37	91
金融業、保険業	90,644	87,821	3,543	3,259	39,858	40,701	—	—	—	—
不動産業	55,743	54,872	39,251	37,780	16,451	17,041	—	—	688	126
物品貯蔵業	2,851	3,935	650	633	2,200	3,300	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	982	919	782	719	200	200	—	—	0	18
宿泊業	1,115	1,147	1,115	1,147	—	—	—	—	13	—
飲食業	5,309	5,240	5,309	5,240	—	—	—	—	17	12
生活関連サービス業、娯楽業	4,955	4,729	4,948	4,723	—	—	—	—	—	1
教育、学習支援業	678	678	678	678	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8,845	8,391	8,845	8,391	—	—	—	—	11	11
その他のサービス	19,368	19,232	18,319	18,181	1,004	1,002	—	—	65	29
国・地方公共団体等	89,150	97,283	27,232	23,091	55,218	67,189	—	—	—	—
個人	86,226	85,324	86,226	85,324	—	—	—	—	97	127
その他	14,073	14,959	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	562,757	569,724	329,710	321,922	161,970	178,660	—	—	1,631	1,040
1年以下	89,681	86,824	68,518	65,290	9,584	10,513	—	—	—	—
1年超3年以下	95,469	93,533	54,918	55,637	24,182	25,896	—	—	—	—
3年超5年以下	69,219	64,991	46,210	45,641	23,009	19,350	—	—	—	—
5年超7年以下	54,436	57,364	35,834	35,810	18,601	21,553	—	—	—	—
7年超10年以下	81,004	74,548	39,684	35,534	41,320	39,014	—	—	—	—
10年超	114,553	131,552	69,280	69,220	45,273	62,331	—	—	—	—
期間の定めのないもの	58,393	60,910	15,263	14,787	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	562,757	569,724	329,710	321,922	161,970	178,660	—	—	—	—

- (注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には、任意組合への出資金等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関連のエクspoージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

7ページをご覧ください。

八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位:百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	1,229	1,411	1,411	1,491	133	231	1,095	1,179	1,411	1,491	4	
農業、林業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	131	166	166	249	46	50	84	116	166	249	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	10	20	20	74	8	—	1	20	20	74	—	
卸売業、小売業	136	86	86	372	65	4	70	81	86	372	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	75	525	525	120	—	414	75	110	525	120	—	
物品販賣業	42	42	42	42	—	—	42	42	42	42	—	
学術研究、専門・技術サービス業	1	—	—	23	1	—	—	—	—	23	—	
宿泊業	114	127	127	111	—	13	114	113	127	111	—	
飲食業	18	49	49	56	—	—	18	49	49	56	—	
生活関連サービス業、娯楽業	6	10	10	0	—	9	6	0	10	0	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	0	19	19	17	—	—	0	19	19	17	—	
その他のサービス	31	28	28	47	6	—	25	28	28	47	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	10	8	8	8	0	—	10	8	8	8	—	
合計	1,810	2,495	2,495	2,619	263	724	1,547	1,770	2,495	2,619	4	
											44	

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	155,262	—	162,103
10%	—	42,008	—	40,465
20%	3,607	62,636	3,903	58,825
35%	—	1,328	—	1,208
50%	57,620	1,168	65,103	1,612
75%	1	103,056	—	97,533
100%	6,210	125,941	6,410	128,856
150%	—	633	—	353
200%	—	—	—	—
250%	—	3,281	—	3,349
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	67,439	495,318	75,417	494,307

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれていません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。16ページをご覧ください。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫グループは、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていません。

7. 証券化エクスポートジャーに関する事項

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。16ページをご覧ください。

8. 出資等エクスポートジャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

単位：百万円

区分	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,265	13,265	15,863	15,863
非上場株式等	2,205	2,205	2,205	2,205
合計	15,470	15,470	18,068	18,068

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいています。

2. 上場株式等には上場優先出資を含んでいます。

3. 非上場株式等には非上場出資を含んでいます。また、「時価」は市場価格がないため、取得原価で表示しています。

4. 投資信託の裏付け資産として出資等のエクスポートジャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

ロ. 出資等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額

桐生信用金庫単体の開示内容と同じです。17ページを参照してください。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

桐生信用金庫単体の開示内容と同じです。17ページを参照してください。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

桐生信用金庫単体の開示内容と同じです。17ページを参照してください。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに関する事項

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。17ページをご覧ください。

10. 金利リスクに関する事項

桐生信用金庫単体の開示内容と同様です。18ページをご覧ください。

●定性的開示事項(連結)

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ. 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容
 - 名称 きりしんビジネス株式会社 1社
 - 主要な業務の内容 事務処理代行、債権書類保管、運送業他
- ハ. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- 二. 信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社又は信用金庫法第54条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結グループの各社が自己資本不足となっていないため、支援のための資金制限を設けていません。

以降の定性的開示事項（連結）は、桐生信用金庫単体と同様です。11～18ページをご覧ください。

開示項目索引

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

<単体情報>

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ. 事業の組織※13
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名※13
ハ. 事務所の名称及び所在地※16
2. 金庫の主要な事業の内容※17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況※3~4
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況6
(1) 経常収益	(7) 預金積金残高
(2) 経常利益	(8) 貸出金残高
(3) 当期純利益	(9) 有価証券残高
(4) 出資総額及び出資総口数	(10) 単体自己資本比率
(5) 純資産額	(11) 出資に対する配当金
(6) 総資産額	(12) 役職員数、会員数
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）6
② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支6
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び資金利鞘6
④ 受取利息及び支払利息の増減6
⑤ 総資産経常利益率6
⑥ 総資産当期純利益率6
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の 平均残高7
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高7
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高7
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高7
③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額7
④ 使途別の貸出金残高7
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合8
⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値7
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別の平均残高8
② 有価証券の残存期間別の残高8
③ 有価証券の種類別の平均残高9
④ 預証率の期末値及び期中平均値9
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の態勢9
ロ. 法令遵守の態勢※10
ハ. 金融ADR制度への対応※10
二. 中小企業経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況※6
ホ. 経営者保証に関するガイドラインへの取組みの状況※7
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書1~5
※ 役職員の報酬体系5
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更正債権およびこれらに準ずる債権10
(2) 危険債権10
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）10
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）10
(5) 正常債権10
ハ. 自己資本の充実の状況（バーゼルIII）11~18
ニ. 二次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券9
(2) 金銭の信託10
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引10
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額7
ヘ. 貸出金償却の額7
ト. 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について	
会計監査人の監査を受けている場合にはその旨2

<連結情報>

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成19
ロ. 金庫の子会社等に関する事項19
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の連結会計年度における事業の概況19
ロ. 直近の5連結会計年度における事業の状況19
(1) 連結経常収益	(4) 連結純資産額
(2) 連結経常利益	(5) 連結総資産額
(3) 連結当期純利益	(6) 連結自己資本比率
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書20~23
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更正債権およびこれらに準ずる債権19
(2) 危険債権19
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）19
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）19
(5) 正常債権19
ハ. 自己資本の充実の状況（バーゼルIII）24~29
二. 金庫及びその子会社等が2以上の異なる種類の事業を 営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該 区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の 額及び資産の額として算出したもの19

金融再生法に基づく開示項目

1. 金融再生法開示債権額10
---------------	---------

ページにある※は【企業編】、
無印は本誌【資料編】の記載ページです。



桐生信用金庫

本店 〒376-8668 群馬県桐生市錦町2-15-21 TEL(0277)44-8181 FAX(0277)44-8150



リーガル 04-402